

「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」の骨格

(基本的考え方)

- ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、最悪の事態を想定して、次の感染拡大に備える。
- このため、デルタ株への置き換わりなどによる今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制をはじめとする各種対策の全体像を示す。
また、例えば感染力が3倍となるなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、国の責任において、一般医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的措置を講ずることとし、その内容を全体像において明らかにする。

(病床の確保、臨時の医療施設の整備)

- ワクチン接種による効果等も踏まえつつ、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、都道府県毎に、必要な病床確保を含めた「保健・医療提供体制確保計画」の策定を要請する。
- その際、感染拡大時に確保した病床が確実に稼働する体制を作る。ピーク時に即応病床と申告されながらも使用されなかった病床（いわゆる「幽霊病床」）の実態を把握し、感染拡大時の コロナ用の病床の使用率について、少なくとも8割を確保する 具体的な方策を全体像において明らかにする。
- 保健・医療提供体制確保計画の策定時には、東京、大阪を中心とする都市部 について、感染拡大時において確保する国立病院機構等の公立公的病院の専用病床 や 国・都道府県知事の連携によって公立公的病院から医療人材が派遣され設置する臨時の医療施設を具体的に明らかに する。
- 現行法の下での国・都道府県知事に与えられた権限を最大限活用する。今般の保健・医療提供体制確保計画策定時には、国立病院機構法・地域医療機能推進機構法に基づく「要求」をはじめ、大学病院や共済病院などへの要請を含め、公的病院に関する国の権限を発動し、公的病院の専用病床をさらに確保する。
あわせて、感染力が3倍となるなどの緊急時には、一般医療を制限しつつ緊急的な病床等の確保を求めるなど、更なる国の権限を発動する。
これらの内容を全体像において明らかにする。

(自宅・宿泊療養者への対応)

- 自宅・宿泊療養中の方々について、症状悪化に対応できるよう、従来の保

健所のみの対応を転換し、地域の医療機関を活用し、全ての陽性者に対し、判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保する。全ての自宅療養者にパルスオキシメーターを配布できる体制を整えるとともに、オンライン診療・往診を最大限活用する。

(医療人材の確保等)

- 都道府県において、臨時の医療施設をはじめとした病床・施設を稼働させるため、人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築し、人材確保を進める。国としても都道府県の人材確保を支援することとし、緊急時の公立公的病院による人材供給を含め、具体的な取組強化内容を全体像において明らかにする。

(ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」)

- 医療体制の稼働状況を徹底的に「見える化」し、国民の理解と協力を得て感染拡大を乗り越える。都道府県毎の医療機関別のコロナ用の病床の確保・使用率、地域毎のオンライン診療・往診など自宅療養者に対する診療実績など、「見える化」の具体的内容を全体像において明らかにする。

(ワクチン接種の促進)

- 10月から11月のできるだけ早期に希望する全ての方への2回のワクチン接種を完了させる。年内の追加接種開始を想定し、追加接種の体制・具体的なスケジュールを全体像において明らかにする。

(治療薬の確保)

- 中和抗体薬をはじめとする治療薬の必要量を明らかにし、その確保に万全を期す。経口薬について年内の実用化を目指すとともに、国産経口治療薬の開発を支援し、必要量を確保する。

(国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復)

- 希望者全員へのワクチン接種完了後を展望して、可能な限り、日常生活や経済社会活動を継続できるよう、感染防止策を講じた上で、第三者認証、ワクチン検査パッケージ等を活用し、飲食、イベント、移動等に係る行動制限を緩和する。行動制限緩和の具体的内容や電子的なワクチン接種証明のスケジュール・活用方法、予約不要の無料検査の拡大はじめ簡易で誰もが利用できる検査の環境整備の具体的方策を全体像において明らかにする。

緊急時には、ポイントを絞りつつ強い行動制限を機動的に国民に求めることが必要であり、その具体的な内容を全体像において明らかにする。

(了)